

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山市長

## 公表日

令和5年1月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格記録管理・保険料賦課徴収・給付実績管理等の事務を行う。以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者に係る申請・届出の受理</li> <li>申請・届出に係る事実についての審査</li> <li>申請・届出に対する応答に関する事務</li> </ul> </li> <li>国民健康保険法による被保険者証及び各種証明書等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証に関する事務</li> <li>被保険者資格証明書に関する事務</li> <li>高齢受給者証に関する事務</li> <li>食事療養標準負担額減額認定証に関する事務</li> <li>生活療養標準負担額減額認定証に関する事務</li> <li>特定疾病療養受療証に関する事務</li> <li>限度額適用認定証に関する事務</li> <li>限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</li> </ul> </li> <li>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務</li> <li>国民健康保険法第四十四条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</li> <li>国民健康保険法第七十六条第一項保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</li> </ol>
③システムの名称	国民健康保険システム、共通基盤システム(統合データベース)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険ファイル 2. 口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を鑑別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第8号 別表第二 42・43・44・45の各項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ol> <p>【情報提供】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第8号 別表第二 1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の各項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22の2、第24の2、第25条、第31の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局 保険医療部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	和歌山市健康局保険医療部国保年金課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1057

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

